

福岡県公報

平成18年3月24日
第2512号

目次

告示(第569号-第604号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○共同施行による土地改良事業の変更の認可	(農地計画課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	7
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(監査保護課)	9
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	9
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	15
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(監査保護課)	15
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(監査保護課)	15
○生活保護法の規定に基づく施術者の指定	(監査保護課)	17
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(監査保護課)	17

○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(監査保護課)	17
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	18
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	19
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	19
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	20
○土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	20
○県営土地改良事業の工事の完了	(農地計画課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
○公共測量の実施	(土木管理課)	22
○公共測量の実施	(土木管理課)	22
○基本測量の終了	(土木管理課)	22
○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	22
○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	23
○平成18年度一般河川等鉱害復旧事業の実施計画	(河川課)	23

公 告

選挙管理委員会

○地域森林計画の変更	(治山課)	23
○政治団体の平成16年分収支報告書の要旨の一部改正	(地方課)	24
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(地方課)	25
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(地方課)	25
○県議会議員の解職を請求する場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地方課)	25

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課)26
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課)36

公安委員会

- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則附則第2条に規定する講習の実施 (警察本部生活安全総務課)39

収用委員会

- 土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管 (用地課)40

告 示

福岡県告示第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成13年7月福岡県告示第1126号飯塚都市計画下水道事業枝国都市下水路の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
穂波町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
飯塚都市計画下水道事業穂波公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和13年7月2日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

嘉穂郡穂波町大字枝国字横枕、字八反田、字尻細及び字長浦の各字の全部並びに字土居ノロ、字水洗、字成水、字石佛、字大田、字黒ノ内、字石ヶ坪及び字清田浦の各字の一部

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月福岡県告示第641号飯塚都市計画下水道事業飯塚公共下水道及び平成13年7月福岡県告示第1127号飯塚都市計画下水道事業潤野都市下水路の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
飯塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
飯塚都市計画下水道事業飯塚公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和43年9月3日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

飯塚市東徳前、西徳前、飯塚、本町、吉原町、西町、宮町、片島一丁目、片島二丁目及び片島三丁目の全部、大字鶴三緒字前ヤサン、字岩淵、字坂出、字八龍、字谷、字出口、字石切谷、字地藏浦、字八竜山及び字八竜浦の各字の全部並びに字七浦の一部、大字片島字向古川及び字道代の各字の全部、大字菰田字若代、字走落、字坂出、字池田、字熊添、字高嶋、字車元、字榎ノ下、字曲り、字中田、字寺ノ前、字辻、字真先、字大場、字隠田、字久保田、字上崎、字沖牟田、字丁の坪、字今宮、字イジノ元、字六丁筋、字五ノ上、字苗代田、字タテ原、字黒田、字榎、字六郎町、字上浦、字八尾稲、字大稲、字幸稲、字碓り、字黒釈、字日焼、字神田、字シビラギ及び字露切の各字の全部並びに字小堤の一部、大字徳前字帯田、字一丁目、字三十六、字黒ノ内、字丸ノ内、字轟及び字宝満の各字の全部、大字川津字末高、字位谷、字大行事、字水江、字中雀、字柳ヲサ、字日焼、字下深町、字上深町、

字向柳、字苜町、字槌ヶ町、字宮ノ前及び字五反田の各字の全部並びに字君ガ坂、字イダ浦、字杉谷、字舞ノ浦、字屋舗、字栗明、字上屋舗及び字ヒワヅルの各字の一部、大字川島字卯ノ木、字下ノ田、字岸本、字宮ノ脇、字甘木、字二本松、字六ツ畝町、字山村、字寺山、字長町、字水江、字道代、字下ノ井地、字西川、字東川、字宮ノ前、字宮ノ表、字殿浦、字立岩境及び字鶴田の各字の全部並びに字荒巻、字灰交、字古堤、字久世ヶ浦及び字勝負坂の各字の一部、大字鯉田字寺ノ下、字峯、字貴船田、字殿池、字築城、字蓮池、字内牟田及び字長田の各字の全部並びに字畝割、字水ヶ坂、字山ノ谷、字池田、字黒石、字井手ノ上、字椎ノ木、字柳原、字柵ノ本、字雁田、字下柳、字馬口、字七田、字角上、字口ヶ坪、字上古川、字中島、字太田、字上坂、字グミノ木、字赤松尾、字市丸、字五反田、字福田、字伏原、字井手ヶ浦、字独ノ木及び字ガラガ瀬の各字の一部、大字目尾字古宮の全部並びに字敷原、字山ノ谷、字下ノ谷、字ツケアゲ谷、字シヨブ谷、字浄土場、字中雀、字カシヤ畑、字小呉竹、字恵ノ口、字山ノ鼻、字口ヶ坪、字小坂、字村ノ前、字松崎、字仲田及び字境田の各字の一部、大字柳橋字大人谷の全部並びに字岩ヶ鼻、字古川、字浪打、字長畑、字大橋、字小池、字中尾、字ナマエ、字新立、字耳取、字井ノ浦、字宝来、字山ノ神、字浦ノ谷、字大塚谷、字境田、字高畑、字シツケ畑、字黒畑、字シカエ、字下六反田、字尾付場及び字恵ノ口の各字の一部、大字吉北字塩頭、字繁牟田、字新田ヶ尾、字柳橋谷、字金ヶ浦、字コバ山、字堂ノ浦、字川ノ上及び字佐屋ノ浦の各字の一部、大字津島字一ノ坂及び字上ノ谷の各字の全部並びに字権ヶ鼻、字新コジカ浦、字耳取、字コジカ浦、字奈良崎、字西堂、字櫻田、字乱橋、字森本、字前田、字柿木田、字久保、字大原田、字下ノ谷、字宝ノ木、字小賀山及び字宝来の各字の一部、大字庄司字馬谷、字又合、字葛山、字日陽浦及び字井堀の各字の一部、大字中字一千木、字田端、字畑中、字竈門、字粥田、字鋤先、字白苗、字打角及び字高橋の各字の全部並びに字大無田、字壽大木、字陣出ノ浦、字瀬戸、字賀和、字寺ノ谷、字久保竈門、字三角、字前田、字龍ノ口、字中国、字宮上尾、字裏ノ谷、字白畑、字一ツ町、字古川、字下古川、字洗越及び字大久保の各字の一部、大字幸袋字船平、字毘砂門、字城ノ腰、字池田、字水江、字庄ノ瀬、字鶴田、字中鶴、字室田、字庄境、字後鶴、字白薬給、字十王、字天神、字本町、字新町及び字古市場の各字の全部並びに字中良木、字高尾、字黒淵、字野添続、字砂

原、字野添、字今宮及び字前原の各字の一部、大字立岩字夫婦石、字堀田、字歩渡、字浦ノ谷、字中牟田、字大浦、字六反田、字中不毛、字滝ヶ鼻、字下ノ田、字焼ノ正、字中方、字黒ノ本、字帯田、字福本、字汐井町、字高畑、字熊野町、字道代、字柳ノ本、字堂ノ前、字中嶋、字上落合、字立石町、字芳雄本通、字中田代、字日ノ出町、字柏木町、字前田代及び字千代町の各字の全部並びに字笠松、字アブリ、字サコ、字坂本及び字下方の各字の一部、大字柏の森字地藏前、字五反田、字西片山、字長池、字東片山、字折口、字瀧ヶ下、字丁ノ坪、字苧付場、字黒ノ本、字池町、字入留、字曲り、字帯田、字福本、字中田代、字菰原、字池田、字甚三郎、字古川、字学頭、字西ノ堀、字鶴殿及び字中練の各字の全部並びに字大谷、字堤下、字芦ヶ浦、字八反田、字亀ノ甲、字泉ヶ浦、字三緒浦、字天神坂、字鳥越、字徳永、字峯ヶ辻、字徳満、字上谷、字宇ト及び字境出の各字の一部、大字下三緒字前屋敷、字城屋敷、字馬場、字土谷、字出口屋敷、字妙神田、字栗崎、字堤田、字カクメ石、字片山、字西、字官、字土屋敷、字宮ノ浦、字桜木、字東片山、字日隠、字奥、字津野、字佛辻、字三緒浦、字羅漢山、字切通及び字中尾の各字の全部並びに字長尾谷、字八本松、字栗崎、字牟田口、字東榎町、字神ノ前、字天神前、字大橋、字下谷、字奥屋敷、字大野地、字杉谷、字水上、字古賀、字栗崎山、字馬ノ瀬、字岡ノ浦、字野間及び字東七浦の各字の一部、大字上三緒字堂ノ前、字樟林、字古野、字鷲ヶ浦、字野間尻、字サヤノ谷、字サヤノ前、字下堤、字宮ノ浦及び字田熊の各字の全部並びに字寄田、字城尾、字馬場浦、字馬場、字宮浦、字下水、字ヨシタケ、字内堤、字中村、字柿木、字柏町、字継手、字小鳥塚、字大谷、字小堤、字大堤、字新山、字新山谷、字大堤谷、字カラセ田、字古屋敷、字高山、字神田及び字平兵衛谷の各字の一部、大字相田字馬廻の全部並びに字宮ノ前、字堂尻、字山下、字松本、字深町、字清水谷、字寺浦及び字鬼ヶ原の各字の一部、大字伊川字蝶塚、字水洗及び字原ノ前の各字の一部、大字伊岐須字大坪、字七夕田、字中小路、字河原田、字日渡、字火尻町、字船平及び字千手の各字の全部並びに字草場、字前田、字四反田、字廣畑、字後牟田、字蟹ヶ浦、字道坂、字井手浦、字尾畑及び字台ノ下の各字の一部、大字横田字庄ノ町、字松本及び字長浦の各字の全部並びに字横川、字千手、字後牟田、字平原、字大森、字ゲツノ木、字古賀浦、字池ノ町及び字横枕の各字の一部、大字花瀬字流、字神楽町、字赤坂、字山ノ下、字イシキ、字

芝原、字綾ヶ坪、字徳法師、字堤添、字水原、字ヤシキ及び字村浦野の各字の一部、大字潤野字赤坂、字平原、字野添、字笠掛及び字高塚の各字の全部並びに字坂口、字長浦、字向姿、字城ノ山、字向尻、字水原、字寺場坂、字ノシヲ、字清水田、字大牟田、字中ノ坪、字寺田、字丁ノ町、字登々樹及び字向卯田の各字の一部、大字大日寺字丸ノ内、字井尻及び字浪道の各字の一部並びに大字明星寺字姿の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
甘 木	一般 国道	386号	前	朝倉郡筑前町大字中牟田892番2先から 同郡同町大字中牟田1156番4先まで	12.2 ～ 14.8	80.0
			後	朝倉郡筑前町大字中牟田890番1先から 同郡同町大字中牟田1156番4先まで	12.2 ～ 15.2	

福岡県告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年2月18日福岡県告示第273号久留米都市計画緑地事業緑地第1号リバーサイドパーク（久留米市施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第

1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 事業施行期間

昭和61年10月11日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成16年2月18日福岡県告示第273号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成16年2月18日福岡県告示第273号の事業地に同じ

福岡県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	筑紫野線 古賀	前	糟屋郡宇美町大字宇美3285番3先から 同郡同町大字宇美3280番41先まで	25.0 ～ 26.5	8.8
			後	同 上	25.0 ～ 25.0	

福岡県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
柳 川 県 道	柳 川 線	柳 川 後	前	柳川市保加町41番1先から同市三橋町磯鳥311番12先まで	4.0 ～ 22.9	2,142.7	
			前	柳川市保加町41番1先から同市三橋町正行51番6先まで	7.5 ～ 60.0	2,662.8	うち県道久留米柳川線重用延長857.4メートル
			後	柳川市保加町41番1先から同市三橋町磯鳥311番12先まで	4.0 ～ 22.9	2,142.7	
			後	柳川市保加町41番1先から同市三橋町正行51番6先まで	7.5 ～ 96.0	2,662.8	うち県道久留米柳川線重用延長857.4メートル
			前	柳川市大和町栄1490番1先から同市大和町徳益419番1先まで	4.0 ～ 11.8	4,041.2	うち県道大牟田川副線重用延長241.1メートル
柳 川 県 道	谷 垣 線		後	同上	5.0 ～ 75.0	3,758.5	

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考		
柳 川 県 道	徳 益 線	徳 益 浦 船 津	後	同上			4.0 ～ 11.8	4,041.2	うち県道大牟田川副線重用延長241.1メートル
			後	同上			5.0 ～ 70.0	3,758.5	
			前	柳川市大和町徳益252番先から同市三橋町蒲船津御鷹見橋右岸側沖端川堤防先まで			2.5 ～ 17.6	3,996.2	うち一般国道443号161.0メートル、県道柳川筑後線重用延長903.0メートル
			前	柳川市大和町徳益26番3先から同市三橋町柳河153番6先まで			20.0 ～ 112.0	2,197.0	
			後	柳川市大和町徳益252番先から同市三橋町蒲船津御鷹見橋右岸側沖端川堤防先まで			2.5 ～ 17.6	3,996.2	うち一般国道443号161.0メートル、県道柳川筑後線重用延長903.0メートル
			後	柳川市大和町徳益26番3先から同市三橋町柳河153番6先まで			20.0 ～ 118.0	2,197.0	
			前	直方市大字頓野3811番1先から同市大字感田2354番2先まで			8.0 ～ 25.0	3,041.9	
			後	同上			8.0 ～ 25.0	3,041.9	

直方	県道	直水	方巻線	後	直方市大字頓野3811番1先から鞍手郡鞍手町大字小牧仮称北九州大橋中央先まで	7.1 ～ 34.6	7,243.3	うち一般国道200号重用延長405.2メートル、県道直方停車場線重用延長250.1メートル、県道直方芦屋線重用延長6,408.5メートル
----	----	----	-----	---	--	------------------	---------	--

福岡県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳川	県道	富瀬久高線	前	山門郡瀬高町大字文広1623番4先から同郡同町大字文広1534番1先まで	6.7 ～ 10.0	113.0
			後	同上	11.0 ～ 14.5	
柳川	県道	本町田線	前	大川市大字九網145番1先から同市大字小保1016番5先まで	9.4 ～ 21.5	183.0

飯塚	県道	千手稲築線	後	同上	9.4 ～ 14.3	183.0
			前	嘉穂郡嘉穂町大字才田584番3先から同郡同町大字才田604番1先まで	9.5 ～ 19.5	
			前	同上	6.0 ～ 9.5	
			後	同上	9.5 ～ 19.5	

福岡県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
柳川	橋本線	柳川市城南町1番1先から同市城南町55番1先まで
直方	直方橋線	直方市大字頓野1409番1先から同市大字頓野1406番1先まで
飯塚	322号	田川市大字猪国753番10先から山田市大字猪国548番10先まで

福岡県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条

第1項の規定に基づき、次のように同法第95条第1項に定める者が行う土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	認可年月日
鞍手郡宮田町上大隈地区土地改良事業共同施行	平成18年3月10日

福岡県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大牟田	県 道	藤 田 上 官 線	前	大牟田市一部町83番1先から 同市黄金町1丁目322番1 先まで	9.7 ～ 30.0	553.0
			後	同上	9.7 ～ 29.0	553.0
大牟田	県 道	勝 三 立 川 線	前	大牟田市萩尾町1丁目118 番2先から 同市萩尾町1丁目446番2 先まで	11.5 ～ 32.0	515.0
			後	同上	5.8 ～ 32.0	515.0

福岡県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
大牟田	藤 田 上 官 線	大牟田市馬場町11番先から 同市馬場町7番1先まで

福岡県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
前 原	前 原 富 士 線	前原市大字白糸57番1先から 同市大字白糸709番先まで
前 原	福 岡 志 摩 線 前 原	前原市前原北一丁目1508番7先から 同市前原中央三丁目1199番4先まで

福岡県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の

指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
春介129	すがはら内科クリニック	春日市上白水3丁目72	17・10・1
柳介歯56	さいしょ歯科クリニック	柳川市三橋町今古賀42-1ツイ ンプラザ江口1F	17・11・1
久地介薬4	にこにこ通り薬局	三潞郡大木町大字上八院1590- 1	18・2・1
京居75	介護付有料老人ホーム夢 のケア桜の里	京都郡勝山町大字松田1138	18・3・1
大支58	株式会社コムスン大牟田 ケアセンター	大牟田市大正町3丁目4-2	17・12・1
大居120	たかみデイサービス	大牟田市大字歴木793-1	18・2・1
大居123	デイサービスしらがね	大牟田市大字白銀895-5	18・3・1
大居122	デイサービスよかとこ	大牟田市大字新町68-2	18・3・1
大居121	介護付有料老人ホーム出 雲ハイツ	大牟田市出雲町1-15	18・3・1
久居196	デイサービスセンター彩 華	久留米市上津町1662-3江原ビ ル	18・2・1
久居197	いちごの里有料老人ホー ム輝き伍番館	久留米市花畑駅周辺地区区画整 理事業地内41-2街区④⑤⑥	18・3・1
直居63	さくらデイサービス直方 げんき塾	直方市大字頓野1863-2サンモ ール1F	18・3・1
直居64	デイサービスしおり	直方市大字下境1238-2	18・3・1
飯居103	ヘルパーステーション夢	飯塚市横田375-126SKYBLD1 01号室	18・2・1
飯居104	デイサービスセンターみ らい	飯塚市伊岐須661-10	18・3・1
田居114	ドリーム福祉用具センタ ー	田川市大字楠1031	18・3・1

田居115	扇デイサービスセンター	田川市寿町3362-1	18・3・1
田支47	夢ケアプランセンター	田川市大字削楠1031	18・3・1
田支48	ケアプランセンターくど う	田川市大字弓削田2838-21	18・3・1
田居116	ケアサポートくどう	田川市大字削田2838-21	18・3・1
大川居27	デイサービスもりた	大川市大字向島1114	18・3・1
春居35	デイサービスやよいの樹	春日市弥生2丁目62	18・2・1
像居37	さわやか宗像館デイサー ビスセンター	宗像市石丸1丁目13-2	18・3・1
像居38	さわやか宗像館	宗像市石丸1丁目13-2	18・3・1
遠居83	デイサービスこの葉	遠賀郡水巻町猪熊5丁目7-41	18・2・1
遠居84	はびねすデイサービスセ ンター遠賀	遠賀郡遠賀町大字今古賀466- 2	18・2・1
鞍居100	デイサービスセンターさ さえ	鞍手郡小竹町大字勝野26511	18・1・1
鞍居102	有料老人ホームみずき	鞍手郡小竹町大字新多1418	18・3・1
鞍居101	デイサービスセンターあ かり	鞍手郡鞍手町大字八尋北浦1605	18・3・1
鞍居103	グループホームなごみ	鞍手郡鞍手町大字小牧字西牟田 1969	18・3・1
嘉居149	グループホームほなみ	嘉穂郡穂波町大字枝国字提ノ下 430-2	18・3・1
久居198	コミュニティハウス葡萄 乃里	久留米市田主丸町田主丸881- 1	18・2・1
大居124	有限会社ケアサービス安 樹	大牟田市通町1丁目7-3豊コ ーポ103	18・3・1
田川居186	デイサービスセンター藤 の里	田川郡金田町大字神崎1098-23 7	18・3・1
田川支65	福智町社会福祉協議会	田川郡赤池町大字赤池970-1 ・2コスモス保健福祉センター 内	18・3・1

田川居184	福智町ヘルパーステーション	田川郡赤池町大字赤池970-1 ・2コスモス保健福祉センター内	18・3・1
田川居185	介護付有料老人ホーム藤の里	田川郡金田町大字神崎1098-237	18・3・1
田川居187	宅老所さくら	田川郡糸田町字古賀の前762-5	18・3・1
田川居183	有限会社ライフサポートあかいけ	田川郡赤池町大字赤池382-1	18・2・1
田川支66	サンコーケアプランサービス	田川郡大任町大字今任原1989	17・12・1

福岡県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
鞍介51	吉原医院	鞍手郡若宮町大字竹原241-3	12・4・1
鞍介46	本城医院	鞍手郡宮田町大字本城2278	14・3・31
鞍介58	福江外科胃腸科医院	鞍手郡宮田町桐野東214	14・6・1
鞍介54	栗田耳鼻咽喉科医院	鞍手郡宮田町大字宮田4865	12・11・1
鞍介53	広田医院	鞍手郡宮田町大字宮田49	16・7・14
鞍介66	いのり医院	宮若市四郎丸564	12・4・1
鞍介74	日吉診療所	宮若市三ヶ畑274	12・10・1
546	有限会社吉柳薬局	鞍手郡宮田町大字宮田4818	12・10・31
鞍介薬12	長井鶴調剤薬局	鞍手郡宮田町大字長井鶴字長田245-8	12・4・1

鞍介薬20	有限会社たくら薬局	鞍手郡宮田町大字宮田4793の6	17・3・31
京支10	豊津町社会福祉協議会	京都郡豊津町豊津2174-1	18・2・28
京支29	豊津町社会福祉協議会ケアプランセンター	京都郡豊津町大字豊津2174-1	18・2・28
大支49	居宅介護支援センターあそぼーい	大牟田市三里町2丁目10-10	16・3・15
久居114	クリスタル介護センターげんき久留米	久留米市東町39-8 ELBU II 7-B号	18・2・28
宮支3	宮田町社会福祉協議会宮田居宅介護支援事業所	宮若市宮田4406-1	18・1・31
田川支56	ケアプランセンターさやか	田川郡香春町大字香春669	18・1・1
田川支10	社会福祉法人金田町社会福祉協議会	田川郡金田町金田1154-2	18・2・28
田川居12	金田町ホームヘルパー派遣センター	田川郡金田町金田1154-2	18・2・28
田川支7	社会福祉法人赤池町社会福祉協議会	田川郡赤池町大字赤池970-1 ・2総合健康施設コスモス	18・2・28
田川居16	赤池町訪問入浴介護サービスセンター	田川郡赤池町大字赤池970-1 ・2総合保健施設コスモス	18・2・28
田川居17	赤池町ホームヘルパー派遣センター	田川郡赤池町大字赤池970-1 ・2総合保健施設コスモス	18・2・28
田川居163	国民健康保険赤池町コスモス診療所デイケアセンター福智	田川郡赤池町大字赤池970-1 ・2	18・3・5
田川支8	方城町指定居宅介護支援事業所	田川郡方城町大字伊方4491-2 方城町福祉会館	18・2・28
田川居6	方城町指定老人ホームヘルプサービス事業所	田川郡方城町伊方4491-2	18・2・28
田川居7	方城町指定訪問入浴サービス事業所	田川郡方城町伊方4491-2	18・2・28

福岡県告示第583号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田地介67	宮城内科胃腸科医院	医療法人養生会宮城内科胃腸科医院	田川郡添田町大字添田1013-1	18・1・1
京支9	勝山町社会福祉協議会勝山居宅介護支援事業所	みやこ町社協ケアプランセンターみつば	京都郡みやこ町勝山上田971	18・3・2
京居10	勝山町社会福祉協議会勝山訪問介護事業所	みやこ町社協ホームヘルプサービスセンターみつば	京都郡みやこ町勝山上田971	18・3・1
嘉麻支1	社会福祉法人山田市社会福祉協議会	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会嘉麻南居宅介護支援事業所	山田市大字上山田502-6	18・3・1
嘉麻居1	社会福祉法人山田市社会福祉協議会	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会嘉麻南訪問介護事業所	山田市大字上山田502-6	18・3・1
嘉麻居2	グループホームよかこの家	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会グループホームよかこの家	山田市大字上山田438	18・3・1
嘉麻居3	デイサービスよかこの家	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会デイサービスよかこの家	山田市大字上山田438	18・3・1
宮居51	たすけあいワーカーズあっとほーむ	あっとほーむヘルパーステーション	宮若市磯光1312-3	18・2・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宮介1	吉光整形外科医院	鞍手郡若宮町大字金丸田尻811-1	宮若市金丸田尻811-1	18・2・11
宮介2	高橋胃腸科クリニック	鞍手郡若宮町大字福丸東町246-2	宮若市福丸東町246-2	18・2・11
宮介3	ごとう医院	鞍手郡宮田町大字磯光1379-9	宮若市磯光1379-9	18・2・11
宮介4	杉板クリニック	鞍手郡宮田町大字宮田字杉坂241-136	宮若市宮田字杉坂241-136	18・2・11
宮介5	吉原循環器科内科	鞍手郡若宮町大字竹原299-1	宮若市竹原299-1	18・2・11
宮介6	尾上小児科医院	鞍手郡宮田町大字宮田76-5	宮若市宮田76-5	18・2・11
宮介7	医療法人新光園鞍手共立病院	鞍手郡宮田町大字龍徳554	宮若市龍徳554	18・2・11
宮介8	医療法人下川医院	鞍手郡宮田町大字鶴田1794-212	宮若市鶴田1794-212	18・2・11
宮介9	医療法人志成会禱若宮医院	鞍手郡若宮町大字沼口967-1	宮若市沼口967-1	18・2・11
宮介10	医療法人安倍眼科医院	鞍手郡宮田町大字長井鶴238-1	宮若市長井鶴238-1	18・2・11
宮介11	医療法人藤井医院	鞍手郡宮田町大字本城436	宮若市本城436	18・2・11
宮介12	医療法人菅井整形外科医院	鞍手郡宮田町大字龍徳字藤原1106-17	宮若市龍徳字藤原1106-17	18・2・11
宮介14	医療法人相生会宮田病院	鞍手郡宮田町大字本城1636	宮若市本城1636	18・2・11
宮介15	医療法人敬愛会中野病院	鞍手郡宮田町宮田4795	宮若市宮田4795	18・2・11
宮介16	医療法人磯光医院	鞍手郡宮田町大字磯光1236-1	宮若市磯光1236-1	18・2・11

宮介17	医療法人杉山内科医院	鞍手郡若宮町大字福丸204-6	宮若市福丸204-6	18・2・11
宮介18	医療法人菅井限科医院	鞍手郡宮田町大字宮田4839-2	宮若市宮田4839-2	18・2・11
宮介19	医療法人山近内科医院	鞍手郡宮田町大字本城569-1	宮若市本城569-1	18・2・11
宮介22	千々和耳鼻咽喉科医院	鞍手郡宮田町大字宮田4804	宮若市宮田4804	18・2・11
宮介13	医療法人安倍病院	鞍手郡宮田町大字長井鶴250-3	宮若市長井鶴250-3	18・2・11
宮介23	今井小児科医院	鞍手郡宮田町大字宮田4892-1	宮若市宮田4892-1	18・2・11
宮介24	医療法人笠松会有吉病院	鞍手郡宮田町大字上有木397-1	宮若市上有木397-1	18・2・11
京介100	谷クリニック	京都郡苅田町京町1丁目11-5 江副ビル2F	京都郡苅田町京町1丁目11-5 マキシム苅田ビル2F	18・2・1
宮介歯1	橋本歯科医院	鞍手郡宮田町大字本城541-1	宮若市本城541-1	18・2・11
宮介歯2	上鶴歯科医院	鞍手郡若宮町大字福丸250	宮若市福丸250	18・2・11
宮介歯3	武田歯科医院	鞍手郡宮田町大字宮田字山部225-2	宮若市宮田字山部225-2	18・2・11
宮介歯4	佐々木歯科医院	鞍手郡宮田町大字宮田64-9	宮若市宮田64-9	18・2・11
宮介歯5	村山歯科医院	鞍手郡若宮町大字金丸仮屋前747-2	宮若市金丸仮屋前747-2	18・2・11
宮介歯6	神谷歯科医院	鞍手郡宮田町大字龍徳字藤原1124-6	宮若市龍徳字藤原1124-6	18・2・11
宮介歯7	長谷川淳歯科医院	鞍手郡宮田町大字宮田53-7	宮若市宮田53-7	18・2・11
宮介歯8	吉成歯科医院	鞍手郡若宮町大字福丸386-1	宮若市福丸386-1	18・2・11

宮介歯9	青木歯科医院	鞍手郡宮田町大字宮田4811	宮若市宮田4811	18・2・11
宮介歯10	塩川歯科医院	鞍手郡宮田町大字長井鶴長田235	宮若市長井鶴長田235	18・2・11
宮介歯11	鴨川歯科医院	鞍手郡宮田町大字磯光1378	宮若市磯光1378	18・2・11
宮介歯12	大曲歯科医院	鞍手郡若宮町大字竹原字黒目339-1	宮若市竹原字黒目339-1	18・2・11
宮介歯15	医療法人久信会佐野歯科医院	鞍手郡宮田町大字磯光673	宮若市磯光673	18・2・11
宮介薬4	田代薬局	鞍手郡宮田町大字宮田4895	宮若市宮田4895	18・2・11
宮介薬1	久林原薬局	鞍手郡宮田町大字鶴田1893	宮若市鶴田1893	18・2・11
宮介薬2	長生堂薬局	鞍手郡宮田町大字本城2278	宮若市本城2278	18・2・11
宮介薬3	水山調剤薬局	鞍手郡宮田町大字宮田4825-1	宮若市宮田4825-1	18・2・11
宮介薬5	石丸調剤薬局	鞍手郡宮田町大字本城436-2	宮若市本城436-2	18・2・11
宮介薬6	有限会社サン薬局	鞍手郡宮田町大字磯光590	宮若市磯光590	18・2・11
宮介薬7	宮田調剤薬局	鞍手郡宮田町大字宮田太蔵西区	宮若市宮田太蔵西区	18・2・11
宮介薬8	畑薬局宮田店	鞍手郡宮田町大字磯光1379-9	宮若市磯光1379-9	18・2・11
宮介薬9	本町調剤薬局	鞍手郡宮田町大字宮田4863-4	宮若市宮田4863-4	18・2・11
宮介薬10	セガミ上有木調剤薬局	鞍手郡宮田町大字上有木字神川398の1	宮若市上有木字神川398-1	18・2・11
宮介薬11	若宮薬局	鞍手郡若宮町大字沼口965	宮若市沼口965	18・2・11

宮介業12	有限会社にしき錦町調剤薬局	鞍手郡若宮町大字福丸203-4	宮若市福丸203-4	18・2・11
宮生介老1	老人保健施設つくも苑	鞍手郡宮田町大字下有木字坂本前1517-1	宮若市下有木字坂本前1517-1	18・2・11
宮生介老2	老人保健施設リストーロ若宮	鞍手郡若宮町沼口964-1	宮若市沼口964-1	18・2・11
宮居1	くらてふれあい訪問看護ステーション	鞍手郡宮田町大字下有木字坂本前1517-1	宮若市下有木字坂本前1517-1	18・2・11
宮居2	みやた訪問看護ステーション	鞍手郡宮田町大字宮田4737-1	宮若市宮田4737-1	18・2・11
宮居3	訪問看護ステーションゆうあい	鞍手郡宮田町大字長井鶴245-8	宮若市長井鶴245-8	18・2・11
宮居4	訪問看護ステーションわかみや	鞍手郡若宮町大字沼口964-1	宮若市沼口964-1	18・2・11
宮居5	宮田病院訪問看護ステーション	鞍手郡宮田町大字本城1636	宮若市本城1636	18・2・11
京支9	みやこ町社協ケアプランセンターみつば	京都郡勝山町黒田86番地1勝山町総合福祉センター	京都郡みやこ町勝山上田971	18・3・1
京居10	みやこ町社協ホームヘルプサービスセンターみつば	京都郡勝山町黒田86番地1	京都郡みやこ町勝山上田971	18・3・1
久居171	ケアサービス彩華	久留米市上津2丁目21-12-1	久留米市上津町1662-3	18・2・1
久支55	ケアプラン彩華	久留米市上津2丁目21-12-1	久留米市上津町1662-3	18・2・1

宮居6	MGヘルパーステーション	鞍手郡宮田町大字龍徳1043	宮若市龍徳1043	18・2・11
宮居7	株式会社モリミヤ商事マインヘルパーステーション	鞍手郡宮田町大字宮田4877-5	宮若市宮田4877-5	18・2・11
春居34	さわやか春日館	春日市大字上白水422-1	春日市上白水4丁目11	17・11・7
宮居51	あっとほーむヘルパーステーション	鞍手郡鞍手町大字新北999-4	宮若市磯光1312-3	18・2・1
宮支1	照陽園指定居宅介護支援事業所	鞍手郡宮田町大字磯光2159-1	宮若市磯光2159-1	18・2・11
宮支2	つくも苑介護計画センター	鞍手郡宮田町大字下有木字坂本前1517-1	宮若市下有木字坂本前1517-1	18・2・11
宮居8	みやた指定訪問介護事業所	鞍手郡宮田町大字宮田4737-1	宮若市宮田4737-1	18・2・11
宮介福1	特別養護老人ホーム照陽園	鞍手郡宮田町大字磯光2159-1	宮若市磯光2159-1	18・2・11
宮居9	照陽園デイサービスセンター	鞍手郡宮田町大字磯光2159-1	宮若市磯光2159-1	18・2・11
宮支4	中野病院ケアプランサービス	鞍手郡宮田町大字宮田4795中野病院内	宮若市宮田4795中野病院内	18・2・11
宮居10	安倍病院ヘルパーサービス	鞍手郡宮田町大字長井鶴245-8	宮若市長井鶴245-8	18・2・11
宮支5	医療法人笠松会笠松ケアプランサービス	鞍手郡宮田町大字上有木397-1	宮若市上有木397-1	18・2・11
宮支6	安倍病院ケアプランサービス	鞍手郡宮田町大字本城245-8	宮若市本城245-8	18・2・11

宮支7	宮田病院ケア プランサービ ス	鞍手郡宮田町大字本城 1636	宮若市本城1636	18・2・11
宮居11	有限会社おお つか宮田介護 用具サービス	鞍手郡宮田町大字宮田 53-8	宮若市宮田53-8	18・2・11
宮居12	有限会社ジョ イナス	鞍手郡宮田町大字本城 709-1	宮若市本城709-1	18・2・11
宮支8	有限会社ジョ イナス居宅支 援事業所	鞍手郡宮田町大字本城 709-1	宮若市本城709-1	18・2・11
宮居13	中野病院老人 デイ・ケア	鞍手郡宮田町大字宮田 4795	宮若市宮田4795	18・2・11
宮居14	中野病院デイ サービス	鞍手郡宮田町大字宮田 4795	宮若市宮田4795	18・2・11
宮居15	有吉病院デイ サービスセン ター	鞍手郡宮田町上有木39 7-1	宮若市上有木397-1	18・2・11
宮居16	宅老所わの家	鞍手郡宮田町大字宮田 4872	宮若市宮田4872	18・2・11
宮居17	ヘルパーステ ーションくら て	鞍手郡宮田町大字宮田 126	宮若市宮田126	18・2・11
宮支9	みやた苑ケア プランサービ ス	鞍手郡宮田町大字長井 鶴字板深885-1	宮若市長井鶴字板深88 5-1	18・2・11
宮居18	老人デイベ ルサービスセン ター「やすらぎ」	鞍手郡宮田町大字長井 鶴字板深885-1	宮若市長井鶴字板深88 5-1	18・2・11
宮居19	グループホー ム笠松の郷	鞍手郡宮田町大字上有 木320	宮若市上有木320	18・2・11
宮居20	グループホー ムなびき	鞍手郡宮田町大字下有 木字坂本前1507-1	宮若市下有木字坂本前 1507-1	18・2・11

宮居21	老人デイベ ルサービスセン ター 「暖家」	鞍手郡宮田町大字本城 字隠谷1756-6	宮若市本城字隠谷1756 -6	18・2・11
宮居22	訪問介護サー ビスひまわり	鞍手郡宮田町大字鶴田 1843-9	宮若市鶴田1843-9	18・2・11
宮居23	あかり介護ス テーション	鞍手郡宮田町大字宮田 103-4	宮若市宮田103-4	18・2・11
宮支10	あかりケアプ ランステーシ ョン	鞍手郡宮田町大字宮田 103-4	宮若市宮田103-4	18・2・11
宮居24	照陽園グルー プホーム	鞍手郡宮田町大字磯光 2159-1	宮若市磯光2159-1	18・2・11
宮居25	J A直鞍福祉 用具貸与事業 所	鞍手郡宮田町大字本城 408直鞍農業協同組合 ・宮田支所	宮若市本城408直鞍農 業協同組合・宮田支所	18・2・11
宮居26	デイベ ルサービス あんず	鞍手郡宮田町大字磯光 1713-41	宮若市磯光1713-41	18・2・11
宮居27	ヘルパーステ ーションサン フラワー	鞍手郡宮田町大字磯光 1713-41	宮若市磯光1713-41	18・2・11
宮居28	グループホー ム木蓮の家	鞍手郡宮田町大字長井 鶴263-7	宮若市長井鶴263-7	18・2・11
宮居29	福祉用具セン タージョイナ ス	鞍手郡宮田町大字本城 709-1	宮若市本城709-1	18・2・11
宮居30	有限会社ヘル パーステーシ ョンひだまり	鞍手郡宮田町大字上大 限486-89	宮若市上大限486-89	18・2・11
宮支11	J A直鞍ケア プランサービ ス	鞍手郡宮田町大字本城 556-1	宮若市本城556-1	18・2・11
宮居31	ヘルパーステ ーションうぐ いす	鞍手郡宮田町大字本城 1104	宮若市本城1104	18・2・11

宮居32	有限会社クローバーサポートセンター	鞍手郡宮田町大字長井鶴294-7	宮若市長井鶴294-7	18・2・11
宮居33	グループホーム幸生園	鞍手郡宮田町大字龍徳1488	宮若市龍徳1488	18・2・11
宮居34	福祉用具のことぶき	鞍手郡宮田町大字磯光1596-14	宮若市磯光1596-14	18・2・11
宮支12	ことぶきケアプランセンター	鞍手郡宮田町大字磯光1596-14	宮若市磯光1596-14	18・2・11
宮居35	ことぶきヘルパーステーション	鞍手郡宮田町大字磯光1596-14	宮若市磯光1596-14	18・2・11
宮居36	ことぶきデイサービスセンター	鞍手郡宮田町大字磯光1573-2	宮若市磯光1573-2	18・2・11
宮居37	ぬく森デイサービス	鞍手郡宮田町大字下有木1241-1	宮若市下有木1241-1	18・2・11
宮居38	有料老人ホームケアホームやすらぎ	鞍手郡宮田町大字磯光字高尾1301-27	宮若市磯光字高尾1301-27	18・2・11
宮居39	グループホームもみじの里	鞍手郡宮田町大字上大隈675-1	宮若市上大隈675-1	18・2・11
宮居40	宅老所和	鞍手郡宮田町大字鶴田1811-3	宮若市鶴田1811-3	18・2・11
宮支13	ケアプランセンターうぐいす	鞍手郡宮田町大字本城1104	宮若市本城1104	18・2・11
宮支14	和ケアプランサービス	鞍手郡宮田町大字鶴田1811-3	宮若市鶴田1811-3	18・2・11
宮居41	デイサービスかなえ	鞍手郡宮田町大字磯光1713-45	宮若市磯光1713-45	18・2・11
宮居42	グループホームかなえ	鞍手郡宮田町大字磯光1713-45	宮若市磯光1713-45	18・2・11

宮支15	若宮会わきたの里指定居宅介護支援事業所	鞍手郡若宮町大字脇田805	宮若市脇田805	18・2・11
宮居43	直轄農業協同組合ヘルパーステーション	鞍手郡宮田町大字本城408	宮若市本城408	18・2・11
宮支16	あったかステーションケアプランサービスセンター	鞍手郡宮田町大字宮田4406-1	宮若市宮田4406-1	18・2・11
宮介福2	特別養護老人ホームわきたの里	鞍手郡若宮町大字脇田805	宮若市脇田805	18・2・11
宮居44	デイサービスセンターわきたの里	鞍手郡若宮町大字脇田805	宮若市脇田805	18・2・11
宮居45	あったかステーションヘルパーサービスセンター	鞍手郡宮田町大字宮田4406-1	宮若市宮田4406-1	18・2・11
宮居46	ショートステイ「わきたの里」	鞍手郡若宮町大字脇田805	宮若市脇田805	18・2・11
宮居47	志成会椿若宮医院ヘルパーステーションわかみや	鞍手郡若宮町大字沼口964-1	宮若市沼口964-1	18・2・11
宮居48	グループホーム田苑	鞍手郡若宮町大字福丸247-1	宮若市福丸247-1	18・2・11
宮居49	デイサービスセンターすみれ	鞍手郡若宮町大字原田1483	宮若市原田1483	18・2・11
宮居50	グループホームわきたの里	鞍手郡若宮町大字脇田805	宮若市脇田805	18・2・11

宮支17	ケアプランサービスココロの樹	鞍手郡若宮町大字竹原389-1	宮若市竹原389-1	18・2・11
宮居51	デイサービスココロの樹	鞍手郡若宮町大字竹原328-1	宮若市竹原328-1	18・2・11
田川居133	有限会社訪問介護ステーション望	田川郡大任町大字大行事319	田川郡添田町大字庄2262-1	18・2・1

福岡県告示第584号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑紫地生10	医療法人光竹会ごう脳神経外科クリニック	筑紫郡那珂川町大字山田1150-1	18・2・1
八女生108	井上クリニック	八女市大字本町26-1	18・2・1
久地生17	名取医院	三井郡大刀洗町大字西原1-1	18・2・1
大生歯185	武石歯科医院	大牟田市大字歴木1807-446	18・2・1
小生薬41	ワタナベ薬局希みが丘店	小郡市希みが丘1丁目12-21	18・2・1

福岡県告示第585号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から休止又は廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日

久生歯283	高山歯科医院	久留米市朝妻町12-27	17・12・1
--------	--------	--------------	---------

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑紫地生9	ごう脳神経外科クリニック	筑紫郡那珂川町大字山田山城1150-1	18・1・31
八女生63	増田外科医院	八女市大字本町26-1	18・1・31
久生475	豊増医院	久留米市東和町4-6	18・2・1
井生9	名取医院	三井郡大刀洗町大字西原1	18・1・31
大生歯76	武石歯科医院	大牟田市大字歴木字平野山1807-446	18・1・31
325	手島薬品株式会社	田川市本町8-6	17・12・31

福岡県告示第586号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春生127	医療法人本田耳鼻咽喉科医院	春日市大字上白水275-1	春日市上白水3丁目81	17・11・7
宮生1	吉光整形外科医院	鞍手郡若宮町大字金丸田尻811-1	宮若市金丸田尻811-1	18・2・11
宮生2	高橋胃腸科クリニック	鞍手郡若宮町大字福丸東町246-2	宮若市福丸東町246-2	18・2・11
宮生3	ごとう医院	鞍手郡宮田町大字磯光1379-9	宮若市磯光1379-9	18・2・11
宮生4	杉坂クリニック	鞍手郡宮田町大字宮田字杉坂241-136	宮若市宮田字杉坂241-136	18・2・11

宮生5	吉原循環器科 内科	鞍手郡若宮町大字竹原 299-1	宮若市竹原299-1	18・2・11
宮生6	尾上小児科医 院	鞍手郡宮田町大字宮田 76-5	宮若市宮田76-5	18・2・11
宮生7	医療法人新光 園鞍手共立病 院	鞍手郡宮田町大字龍徳 554	宮若市龍徳554	18・2・11
宮生8	医療法人下川 医院	鞍手郡宮田町大字鶴田 1794-212	宮若市鶴田1794-212	18・2・11
宮生9	医療法人志成 会禱若宮医院	鞍手郡若宮町大字沼口 967-1	宮若市沼口967-1	18・2・11
宮生10	医療法人安倍 眼科医院	鞍手郡宮田町大字長井 鶴238-1	宮若市長井鶴238-1	18・2・11
宮生11	医療法人藤井 医院	鞍手郡宮田町大字本城 436	宮若市本城436	18・2・11
宮生12	医療法人菅井 整形外科医院	鞍手郡宮田町大字龍徳 字藤原1106-17	宮若市龍徳字藤原1106 -17	18・2・11
宮生13	医療法人安倍 病院	鞍手郡宮田町大字長井 鶴250-3	宮若市長井鶴250-3	18・2・11
宮生14	医療法人相生 会宮田病院	鞍手郡宮田町大字本城 1636	宮若市本城1636	18・2・11
宮生15	医療法人敬愛 会中野病院	鞍手郡宮田町大字宮田 4795	宮若市宮田4795	18・2・11
宮生16	医療法人磯光 医院	鞍手郡宮田町大字磯光 1236-1	宮若市磯光1236-1	18・2・11
宮生17	医療法人杉山 内科医院	鞍手郡若宮町大字福丸 204-6	宮若市福丸204-6	18・2・11
宮生18	医療法人菅井 眼科麻酔科医 院	鞍手郡宮田町大字宮田 4839-2	宮若市宮田4839-2	18・2・11
宮生19	医療法人山近 内科医院	鞍手郡宮田町大字本城 569-1	宮若市本城569-1	18・2・11

宮生20	社会保険筑豊 病院附属宮田 腎クリニック	鞍手郡宮田町大字宮田 字生見3588	宮若市宮田字生見3588	18・2・11
宮生21	医療法人緑光 会本城医院	鞍手郡宮田町大字本城 2278	宮若市本城2278	18・2・11
宮生22	千々和耳鼻咽 喉科医院	鞍手郡宮田町大字宮田 4804	宮若市宮田4804	18・2・11
宮生23	今井小児科医 院	鞍手郡宮田町大字宮田 4892-1	宮若市宮田4892-1	18・2・11
宮生24	医療法人笠松 会有吉病院	鞍手郡宮田町大字上有 木397-1	宮若市上有木397-1	18・2・11
遠生163	医療法人せと ぐち耳鼻咽喉 科医院	遠賀郡遠賀町大字今古 賀704-193	遠賀郡遠賀町松の本5 丁目1-8	13・11・19
宮生歯1	橋本歯科医院	鞍手郡宮田町大字本城 541-1	宮若市本城541-1	18・2・11
宮生歯2	上鶴歯科医院	鞍手郡若宮町大字福丸 250	宮若市福丸250	18・2・11
宮生歯3	武田歯科医院	鞍手郡宮田町大字宮田 字山部225-2	宮若市宮田字山部225 -2	18・2・11
宮生歯4	佐々木歯科医 院	鞍手郡宮田町大字宮田 64-9	宮若市宮田64-9	18・2・11
宮生歯5	村山歯科医院	鞍手郡若宮町大字金丸 仮屋前747-2	宮若市金丸仮屋前747 -2	18・2・11
宮生歯6	神谷歯科医院	鞍手郡宮田町大字龍徳 字藤原1124-6	宮若市龍徳字藤原1124 -6	18・2・11
宮生歯7	長谷川淳歯科 医院	鞍手郡宮田町大字宮田 53-7	宮若市宮田53-7	18・2・11
宮生歯8	吉成歯科医院	鞍手郡若宮町大字福丸 386-1	宮若市福丸386-1	18・2・11
宮生歯9	青木歯科医院	鞍手郡宮田町大字宮田 4811	宮若市宮田4811	18・2・11

宮生歯10	塩川歯科医院	鞍手郡宮田町大字長井鶴長田235	宮若市長井鶴長田235	18・2・11
宮生歯11	鴨川歯科医院	鞍手郡宮田町大字磯光1378	宮若市磯光1378	18・2・11
宮生歯12	大曲歯科医院	鞍手郡若宮町大字竹原339-1	宮若市竹原339-1	18・2・11
宮生歯13	やまもと歯科クリニック	鞍手郡宮田町大字本城678-4	宮若市本城678-4	18・2・11
宮生歯14	峯歯科医院	鞍手郡若宮町大字福丸字錦175-6	宮若市福丸字錦175-6	18・2・11
宮生訪4	訪問看護ステーションわかみや	鞍手郡若宮町大字沼口964-1	宮若市沼口964-1	18・2・11
宮生訪5	宮田病院訪問看護ステーション	鞍手郡宮田町大字本城1636	宮若市本城1636	18・2・11

福岡県告示第587号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
嘉生マ11	古石一孝（レーベン施術所稲築）	嘉穂郡稲築町大字岩崎212-1	18・2・6
嘉生マ12	渡辺孝男（レーベン施術所稲築）	嘉穂郡稲築町大字岩崎212-1	18・2・6
嘉生マ13	古石一枝（レーベン施術所稲築）	嘉穂郡稲築町大字岩崎212-1	18・2・6
鞍生柔10	長濱正信（ひかり整骨院）	鞍手郡鞍手町大字木月1211-8	18・2・22

福岡県告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
古生マ6	田畑厚子（中嶋施術所）	古賀市花鶴丘2丁目5-4	18・2・28
鞍生柔9	ひかり整骨院	鞍手郡鞍手町大字木月1211-8	18・2・21

福岡県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
宮生マ1	筒井鍼灸療院	鞍手郡宮田町大字宮田61-1	宮若市宮田61-1	18・2・11
宮生マ2	竹田鍼灸マッサージ治療院	鞍手郡宮田町大字宮田131-1	宮若市宮田131-1	18・2・11
宮生マ3	原鍼灸治療院	鞍手郡宮田町大字磯光617	宮若市磯光617	18・2・11
宮生マ4	山根鍼灸マッサージ院	鞍手郡宮田町大字鶴田1793-3	宮若市鶴田1793-3	18・2・11
粕生柔10	西島鍼灸接骨院	糟屋郡志免町大字南里219-4	糟屋郡志免町南里1丁目7-1	17・10・8

宮生柔1	塩川整骨院	鞍手郡若宮町大字福丸142-1	宮若市福丸142-1	18・2・11
宮生柔2	新村整骨院	鞍手郡宮田町大字宮田4860-1	宮若市宮田4860-1	18・2・11
宮生柔3	栗原整骨院	鞍手郡宮田町大字宮田232-3	宮若市宮田232-3	18・2・11
宮生柔4	うらべ整骨院	鞍手郡宮田町大字長井鶴664-3	宮若市長井鶴664-3	18・2・11
宮生柔5	みやた整骨院	鞍手郡宮田町大字磯光1368-10	宮若市磯光1368-10	18・2・11

福岡県告示第590号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成18年3月13日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
正和産業有限公司	飯塚市大字庄司142	松浦 龍浩	平成13年11月19日 福岡県知事許可（般-13） 第14491号
有限公司松正産業	宮若市福丸357-1	松浦 竹寿	平成14年2月15日 福岡県知事許可（般-13） 第71118号
有限公司松浦産工	嘉穂郡穂波町大字平恒936	松浦 達子	平成18年2月28日 福岡県知事許可（般-17） 第74008号

有限公司合同道路	宮若市福丸331-11	松浦 一浩	平成13年4月17日 福岡県知事許可（般-13） 第86141号
----------	-------------	-------	--

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

正和産業有限公司

平成18年3月24日から平成18年4月7日までの15日間

有限公司松正産業

平成18年3月24日から平成18年4月7日までの15日間

有限公司松浦産工

平成18年3月24日から平成18年4月7日までの15日間

有限公司合同道路

平成18年3月24日から平成18年4月7日までの15日間

4 処分の原因となった事実

正和産業有限公司は、平成16年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価申請書において、評点を実際よりも高くするために、在籍しない技術者を技術職員名簿に記載して虚偽申請を行った。また、その結果をもって公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

有限公司松正産業は、平成16年11月30日を審査基準日とする経営規模等評価申請書

において、評点を実際よりも高くするために、在籍しない技術者を技術職員名簿に記載して虚偽申請を行った。また、その結果をもって公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

有限会社松浦産工は、平成16年12月31日を審査基準日とする経営規模等評価申請書において、評点を実際よりも高くするために、在籍しない技術者を技術職員名簿に記載して虚偽申請を行った。また、その結果をもって公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

有限会社合同道路は、平成17年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価申請書において、評点を実際よりも高くするために、在籍しない技術者を技術職員名簿に記載して虚偽申請を行った。また、その結果をもって公共工事の発注者に対して入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第591号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成18年3月13日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
芝江産業株式会社	福岡市中央区長浜2-4-1	竹下 正治	平成14年3月1日 福岡県知事許可（般-13） 第71596号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における建設業の営業の全部

(2) 停止期間

平成18年3月24日から平成18年3月30日までの7日間

4 処分の原因となった事実

芝江産業(株)は、福岡県内にのみ営業所を設けて建設工事の営業をすべきところ、平成16年11月から平成17年8月まで東京都内に営業所を設けて、民間発注の建築一式工事を請け負い、特定建設業の許可を受けていないにも関わらず、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上で下請契約を締結した。

このことは、建設業法第16条第1号に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第592号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス津福店

(2) 所在地 福岡県久留米市津福今町字南野605番9 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

室外機及び冷凍冷蔵屋外機については、音が小さくても周辺住民から苦情が出ることが多々あるので、これらの配置については、西側及び南側の住民の生活環境を損なわないよう配置すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

意見なし

福岡県告示第593号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハローデイ九工大前店

(2) 所在地 福岡県飯塚市大字川津君ヶ坂680番5号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

上記の項目に該当しない意見があります。

福岡県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行同意年月日	工事完了年月日
岡垣町	農業用ため池整備事業（花木の前地区）	平成16年7月16日	平成17年6月25日
中間市	農業用排水施設整備事業（上底井野地区）	平成15年6月13日	平成17年3月31日

福岡県告示第595号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期

農道整備事業（立石地区）	平成16年3月30日
区画整理事業（大橋地区）	平成16年3月31日
暗渠排水事業（沖出地区）	平成17年3月31日
区画整理事業（諫山地区第1換地区）	平成17年2月23日
区画整理事業（諫山地区第2換地区）	平成16年6月3日
区画整理事業（諫山地区第3換地区）	平成17年2月23日
区画整理事業（諫山地区第4換地区）	平成16年6月3日
農業用ため池整備事業（野口地区）	平成17年2月28日
農業用ため池整備事業（積内地区）	平成16年12月9日
農業用ため池整備事業（辻の袋地区）	平成17年3月3日
農業用ため池整備事業（旅石地区）	平成17年3月24日
農業用ため池整備事業（古賀東部地区）	平成17年3月28日
農業用ため池整備事業（深掘地区）	平成17年10月21日
農業用ため池整備事業（大添地区）	平成16年12月20日
農業用ため池整備事業（柿原地区）	平成16年3月30日
農業用ため池整備事業（猪国地区）	平成16年2月2日
農業用ため池整備事業（浦の谷（下）地区）	平成16年3月15日
農業用ため池整備事業（土師西田地区）	平成17年3月17日
農業用ため池整備事業（鳴谷地区）	平成17年3月4日
農業用ため池整備事業（上楠田地区）	平成17年2月28日
農業用ため池整備事業（池ノ浦地区）	平成17年2月28日
農業用ため池整備事業（本庄地区）	平成13年3月27日
農業用ため池整備事業（本庄Ⅱ期地区）	平成13年3月27日
農業用ため池整備事業（湊地区）	平成12年3月31日
農業用ため池整備事業（椎田干拓地区）	平成17年3月31日
農業用ため池整備事業（椎田干拓Ⅱ期地区）	平成16年3月31日
農業用排水施設整備事業（大和地区）	平成16年12月16日
農道整備事業（大和地区）	平成17年12月27日

暗渠排水事業（大和地区）

平成17年2月4日

福岡県告示第596号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
粕屋郡篠栗町大字乙犬中園61番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
粕屋郡篠栗町尾仲398の1
野中 公枝

福岡県告示第597号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
粕屋郡久山町大字久原3443-6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
粕屋郡久山町大字久原3445
藤田 真美 藤田 博之

福岡県告示第598号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町大字後野字坂口700番1、700番15及び707番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫郡那珂川町大字後野694番地
原口 義清

福岡県告示第599号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区空港北町地域	平成18年2月24日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第600号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（GPS測量・トータルステーション）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区	平成18年1月16日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第601号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（ジオイド測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市、八女市、三潞郡大木町、山門郡瀬高町、三池郡高田町	平成18年2月28日

福岡県告示第602号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称
八幡駅前地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
（変更前）
平成12年6月から平成18年3月まで
（変更後）

平成12年6月から平成19年3月まで

3 施行地区

北九州市八幡東区西本町2丁目、3丁目及び4丁目の各一部

4 事務所の所在地

北九州市八幡東区西本町4丁目14番6号ロイヤルアミューズ902号

5 設立認可の年月日

平成12年6月5日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成18年3月10日

福岡県告示第603号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

室町一丁目地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成11年6月から平成19年3月まで

3 施行地区

北九州市小倉北区室町1丁目、大門1丁目及び城内の各一部

4 事務所の所在地

北九州市小倉北区京町1丁目2番24号

5 設立認可の年月日

平成11年5月21日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成18年3月10日

福岡県告示第604号

平成18年度一般河川等鉱害復旧事業実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項の規定によりなおその効力を有することとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する 実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成18年度一般河川等鉱害復旧事業の実施計画	赤池糸田線	福岡県	田川土木事務所	平成18年3月24日から平成18年4月12日まで

公 告

公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成18年3月13日付で地域森林計画を変更したので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成18年3月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 森林計画区の名称

- (1) 遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、山田市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）
- (2) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前

原市、古賀市、福津市、筑紫郡、糟屋郡及び糸島郡の各一円)

- (3) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡、山門郡及び三池郡の各一円)

2 縦覧場所

- (1) 遠賀川地域森林計画の変更計画
福岡県水産林務部治山課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所

- (2) 福岡地域森林計画の変更計画
福岡県水産林務部治山課及び福岡県福岡農林事務所

- (3) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画
福岡県水産林務部治山課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所

3 縦覧期間

平成18年3月24日から

- 4 森林法第6条第2項の規定により申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理結果

意見なし

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成16年分収支報告書の要旨（平成17年12月14日福岡県選挙管理委員会告示第132号）の一部を、次のとおり訂正する。

平成18年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

博栄会の項を次のとおり改め、和田米敏後援会の項の次に山田眞一郎後援会の項を加える。

No. 351 博栄会

友納 博美

指定市議福岡

報告年月日 平成17年03月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額		1,066,567円
ア 前年からの繰越額		546,562円
イ 本年收入		520,005円
(2) 支出総額		500,786円
(3) 翌年への繰越額		565,781円

2 本年收入・支出の内訳

(1) 収入の内訳		
イ 寄 附		520,000円
(ア) 寄 附 (内 訳 別 掲)		520,000円
a 個人からの寄附		120,000円
c 政治団体からの寄附		400,000円
カ その他の収入		5円
(イ) 1件10万未満のもの		5円
計 (本年收入額)		520,005円
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費		500,786円
(イ) 事務所費		500,786円
計		500,786円

(内 訳)

イ (ア) a 個人からの寄附		
北津留 利光		120,000円
小 計		120,000円

イ (ア) c 政治団体からの寄附		
自由民主党福岡県第3選挙区支部		福岡市早良区

	400,000円	福岡市早良区
小計	400,000円	
No. 1085 山田眞一郎後援会		
報告年月日 平成17年03月09日		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	0円	
ア 前年からの繰越額	0円	
イ 本年收入	0円	
(2) 支出総額	0円	
(3) 翌年への繰越額	0円	

福岡県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成18年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成18年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

81,340

福岡県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求、同法第86条第1項の規定に基づく副知事、出納長、県の選挙管理委員、監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成18年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成18年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

744,499

福岡県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会議員の解散の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成18年3月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成18年3月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,951
北九州市小倉北区	49,834
北九州市小倉南区	57,530
北九州市若松区	23,989
北九州市八幡東区	21,283
北九州市八幡西区	69,617
北九州市戸畑区	17,475
福岡市東区	70,268
福岡市博多区	50,367
福岡市中央区	44,215
福岡市南区	65,273
福岡市城南区	32,751
福岡市早良区	54,962
福岡市西区	47,425
大牟田市・三池郡	40,796
久留米市	62,815
直方市	16,247
飯塚市	21,640

田川市	14,403
柳川市	10,988
甘木市	11,435
八女市	10,370
筑後市	12,650
大川市	10,931
行橋市	19,241
中間市	13,299
小郡市・三井郡	23,964
筑紫野市	25,679
春日市・筑紫郡	40,356
大野城市	24,162
宗像市	22,303
太宰府市	18,135
前原市・糸島郡	26,339
古賀市	14,753
糟屋郡	54,012
宗像郡	18,244
遠賀郡	26,796
鞍手郡	16,416
嘉穂郡・山田市	32,053
朝倉郡	13,676
浮羽郡	14,725
三潁郡	11,851
八女郡	15,011
山門郡	17,463
田川郡	25,385
京都郡	15,513

築上郡・豊前市

18,089

監査委員

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会出先機関の福岡教育事務所等145か所及び廃庁となった12か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年3月24日

福岡県監査委員	福本義雄
同	進谷庸助
同	伊藤龍峰
同	富田徳二

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

教育委員会の出先機関145機関に係る定期監査は、平成16年10月1日から平成17年9月30日までの12か月間を監査対象期間とし、平成17年11月8日から平成18年1月19日までの実日数29日間で、次のとおり実施した。

なお、築上東高等学校等12校については、県立高等学校第1次再編整備の終了に伴い平成16年度末で廃校となり、廃庁監査を実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡教育事務所	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年11月8日から 平成17年11月11日まで
北九州教育事務所	〃	平成17年11月16日から 平成17年11月18日まで
北筑後教育事務所	〃	平成17年11月24日から 平成17年11月25日まで
南筑後教育事務所	〃	平成17年11月30日から 平成17年12月1日まで
筑豊教育事務所	〃	平成17年11月30日から 平成17年12月1日まで
京築教育事務所	〃	平成17年11月24日から 平成17年11月25日まで
教育センター	〃	平成17年12月9日
体育研究所	〃	平成17年11月22日
美術館	〃	平成17年12月9日
図書館	〃	平成17年12月2日
社会教育総合センター	〃	平成17年11月22日
英彦山青年の家	〃	平成17年11月22日
少年自然の家「玄海の家」	〃	平成17年12月9日
九州歴史資料館	〃	平成17年12月9日
青豊高等学校	〃	平成17年12月13日から 平成17年12月14日まで
築上東高等学校	平成16年10月1日から 平成17年3月31日まで	
築上中部高等学校		
築上北高等学校		

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
築上西高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月6日
豊津高等学校	〃	平成17年12月6日
苅田工業高等学校	〃	平成17年12月19日
京都高等学校	〃	平成17年12月6日
行橋高等学校	〃	平成17年12月15日
門司高等学校	〃	平成17年12月6日
門司北高等学校	〃	平成17年12月6日
門司商業高等学校	〃	平成17年12月20日
大里高等学校	〃	平成17年12月20日
門司大翔館高等学校	平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月20日
小倉南高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月6日
小倉商業高等学校	〃	平成17年12月22日
小倉高等学校	〃	平成17年12月6日
小倉工業高等学校	〃	平成17年12月19日
小倉西高等学校	〃	平成17年12月22日
北九州高等学校	〃	平成17年12月6日
小倉東高等学校	〃	平成17年12月15日
戸畑高等学校	〃	平成18年1月12日
ひびき高等学校	〃	平成17年12月6日
戸畑工業高等学校	〃	平成17年12月6日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
若松高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成18年1月11日
若松商業高等学校	〃	平成18年1月11日
八幡高等学校	〃	平成17年12月9日
八幡中央高等学校	〃	平成18年1月12日
八幡工業高等学校	〃	平成18年1月13日
八幡南高等学校	〃	平成17年12月9日
北筑高等学校	〃	平成17年12月9日
東筑高等学校	〃	平成17年12月16日
折尾高等学校	〃	平成17年12月16日
中間高等学校	〃	平成18年1月13日
遠賀高等学校	〃	平成17年12月9日
宗像高等学校	〃	平成17年12月8日
光陵高等学校	〃	平成17年12月9日
水産高等学校	〃	平成18年1月12日
玄界高等学校	〃	平成17年12月8日
新宮高等学校	〃	平成17年12月8日
福岡魁誠高等学校	〃	平成17年12月8日
須恵高等学校	〃	平成18年1月11日
宇美商業高等学校	〃	平成18年1月11日
香住丘高等学校	〃	平成17年12月8日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
香椎高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月8日
香椎工業高等学校	〃	平成17年12月2日
博多青松高等学校	〃	平成18年1月17日
福岡高等学校	〃	平成18年1月17日
筑紫丘高等学校	〃	平成17年12月8日
柏陵高等学校	〃	平成17年12月8日
福岡中央高等学校	〃	平成18年1月18日
城南高等学校	〃	平成17年12月8日
修猷館高等学校	〃	平成17年12月8日
福岡工業高等学校	〃	平成17年12月8日
福岡講倫館(西福岡)高等学校	〃	平成18年1月18日
早良高等学校	〃	平成17年12月8日
玄洋高等学校	〃	平成18年1月12日
筑前高等学校	〃	平成18年1月12日
春日高等学校	〃	平成17年12月8日
太宰府高等学校	〃	平成17年12月8日
福岡農業高等学校	〃	平成17年12月20日
筑紫中央高等学校	〃	平成17年12月8日
武蔵台高等学校	〃	平成17年12月20日
筑紫高等学校	〃	平成17年12月8日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
糸島高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成18年1月11日
糸島農業高等学校	〃	平成18年1月11日
小郡高等学校	〃	平成17年12月7日
三井高等学校	〃	平成17年12月19日
久留米筑水高等学校	〃	平成18年1月17日
明善高等学校	〃	平成17年12月7日
久留米高等学校	〃	平成17年12月7日
三潞高等学校	〃	平成18年1月18日
大川樟風高等学校	〃	
大川川高等学校 大川工業高等学校	平成16年10月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年12月16日
伝習館高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月7日
山門高等学校	〃	平成17年12月15日
三池高等学校	〃	平成17年12月7日
三池工業高等学校	〃	平成17年12月15日
大牟田北高等学校	〃	平成17年12月7日
ありあけ新世高等学校	〃	
三池農業高等学校 大牟田南高等学校 大牟田商業高等学校	平成16年10月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年12月13日から 平成17年12月14日まで
八女高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月2日
八女工業高等学校	〃	平成17年12月2日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福島高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月7日
八女農業高等学校	〃	平成18年1月18日
黒木高等学校	〃	平成17年12月7日
浮羽工業高等学校	〃	平成17年12月7日
浮羽高等学校	〃	平成18年1月17日
浮羽東高等学校	〃	平成18年1月17日
浮羽探究真館高等学校	平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで	平成18年1月17日
朝倉高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月7日
朝倉東高等学校	〃	平成17年12月22日
朝倉農業高等学校	〃	平成17年12月7日
朝羽高等学校	〃	平成17年12月22日
田川高等学校	〃	平成17年12月6日
田川農林高等学校	〃	平成17年12月6日
東鷹高等学校	〃	平成17年12月20日
田川工業高等学校	〃	平成17年12月15日
西田川高等学校	〃	平成17年12月6日
田川商業高等学校	〃	平成17年12月15日
田川科学技術高等学校	平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月15日
山田高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月19日
嘉穂工業高等学校	〃	平成17年12月22日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
稲築志耕館高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月7日
嘉穂高等学校	〃	平成17年12月19日
嘉穂東高等学校	〃	平成17年12月16日
嘉穂中央高等学校	〃	平成17年12月22日
嘉穂総合高等学校	平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月22日
鞆手高等学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月16日
直方高等学校	〃	平成17年12月7日
筑豊高等学校	〃	平成17年12月20日
鞆手竜徳高等学校	〃	
筑豊工業高等学校	平成16年10月1日から	平成17年12月13日から
西鞆手農商業高等学校	平成17年3月31日まで	平成17年12月14日まで
鞆手農商業高等学校		
福岡盲学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成17年12月8日
柳河盲学校	〃	平成18年1月18日
北九州盲学校	〃	平成17年12月9日
福岡高等盲学校	〃	平成17年12月8日
福岡聾学校	〃	平成18年1月13日
久留米聾学校	〃	平成18年1月17日
小倉聾学校	〃	平成17年12月6日
直方聾学校	〃	平成17年12月7日
福岡高等聾学校	〃	平成18年1月13日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
福岡養護学校	平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで	平成18年1月13日
田丸養護学校	〃	平成18年1月17日
直方養護学校	〃	平成17年12月6日
築城養護学校	〃	平成17年12月6日
川崎養護学校	〃	平成17年12月7日
小郡養護学校	〃	平成17年12月19日
筑後養護学校	〃	平成18年1月18日
北筑前養護学校	〃	平成18年1月12日
嘉穂養護学校	〃	平成17年12月7日
養護学校「福岡高等学園」	〃	平成17年12月7日
養護学校「北九州高等学園」	〃	平成17年12月9日
古賀養護学校	〃	平成18年1月13日
育徳館中学校	〃	平成17年12月6日
門司学園中学校	〃	平成17年12月6日
輝翔館中等教育学校	〃	平成17年12月7日

2 監査の主眼

今回の監査は、収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品、債権等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に旅費、時間外勤務手当の執行状況、重要物品の管理使用状況及び収入未済の状況に主眼を置いた。

また、このうち賃金及び旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

- (1) 収入
教育使用料、教育手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定時期及び収入状況
- (2) 支出
賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の支出事務
- (3) 人件費
報酬、給料及び諸手当の認定及び支給事務
- (4) 契約
契約の締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況
- (6) 物品
取得、管理及び処分状況
- (7) 債権
債権管理の状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。

福岡教育事務所

福岡市元教諭の給料等の返納金338,355円が収入未済となっている。

他は、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を生活労働部出先機関の消費生活センター等14か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年3月24日

福岡県監査委員	福 本 義 雄
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	富 田 徳 二

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

生活労働部の出先機関14機関に係る定期監査は、平成16年11月1日から平成17年10月31日までの12か月間を監査対象期間とし、平成17年12月14日から平成17年12月22日までの実日数6日間で、次のとおり実施した。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施期間
消費生活センター	平成16年11月1日から 平成17年10月31日まで	平成17年12月22日
パスポートセンター	〃	平成17年12月15日
福岡労働福祉事務所	〃	平成17年12月16日
北九州労働福祉事務所	〃	平成17年12月14日
筑後労働福祉事務所	〃	平成17年12月15日
筑豊労働福祉事務所	〃	平成17年12月16日
福岡高等技術専門学校	〃	平成17年12月14日
戸畑高等技術専門学校	〃	平成17年12月20日から 平成17年12月21日まで
小竹高等技術専門学校	〃	平成17年12月20日から 平成17年12月21日まで
久留米高等技術専門学校	〃	平成17年12月14日
大牟田高等技術専門学校	〃	平成17年12月22日
田川高等技術専門学校	〃	平成17年12月20日から 平成17年12月21日まで
小倉高等技術専門学校	〃	平成17年12月22日
福岡障害者職業能力開発校	〃	平成17年12月15日から 平成17年12月16日まで

2 監査の主眼

今回の監査は、消費生活センター等14機関における収入、支出、人件費、契約、公有財産、物品等財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施し、特に旅費及び時間外勤務手当の執行状況、旅券発給手数料の収入状況並びに通勤手当の認定及び支給状況に主眼を置いた。

また、このうち旅費については、特に事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、おおむね次のとおりである。

(1) 収入

総務使用料、総務手数料、生活労働手数料、物品売払収入、生産物売払収入、生活労働受託事業収入及び雑入の
調定並びに収入状況

(2) 支出

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

報酬、給料及び諸手当(扶養手当及び住居手当を除く。)の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 訓練手当

訓練手当の支給状況

第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第68号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条に規定する講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成18年3月24日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
平成18年4月24日（月）から同年4月26日（水）までの間	午前9時30分から午後3時40分まで（最終日の講習については午前11時15分までとし、その後、学科試験を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成18年5月10日（水）から同年5月12日（金）までの間		

3 受講定員

各講習30名

4 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

5 受講申込みに必要な書類

(1) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）

※ 各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。

(2) 旧資格者証の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 平成18年4月24日（月）からの受講を希望する者

平成18年4月5日（水）から平成18年4月21日（金）まで（土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

イ 平成18年5月10日（水）からの受講を希望する者

平成18年4月5日（水）から平成18年5月9日（火）まで（祝日、土、日曜日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 受講申込みの際には、必要書類（前記5）を持参のうえ、原則として受講希望者本人が申込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること（代理人1人につき、受講希望者1人の代理を有効とする。また、受講申込者が他の代理人を兼ねることはできない。）。

(4) 受付期間は、前記(1)のとおりであるが、受付期間中であっても、受講申込者が定員の30人となったときは、受け付けを締め切ることとする。

7 講習受講手数料

14,000円

（手数料については受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。また、納付した手数料については、申請の取消し及び講習を受講しなかった場合でも返還しない。）

8 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具、受講申込み時に交付を受けた受講申込書の写し及び講習教本を必ず持参すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、平日の午前9時から午後5時まで、最寄りの警察署

又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターにおいても（社）福岡県警備業協会が売りさばきを行う。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第11号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県土木部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成18年4月13日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成18年3月24日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成17年度福収権第7号事件及び平成17年度福収明第7号事件

2 事業名

一般国道496号改築工事（豊津犀川バイパス・福岡県京都郡豊津町大字光富字下川原地内から同県同郡同町大字光富字ナメラ地内まで及び同県同郡犀川町大字内垣字山口地内から同県同郡同町大字木井馬場字宮ノ上地内まで）

3 通知を受けるべき者

野口愛子

RUA PRINCIPAL DA COTIA,

7670-COTIA CAIXA POSTAL 29

MUNICÍPIO SÃO JOSÉ

DOS PINHAIS PARANÁ-BRASIL

4 通知すべき書類

平成17年12月28日付け17福収第17号－3「審理の開催について」